

## 平成 28 年度第 4 回長野県環境影響評価技術委員会 会議録

1 日 時 平成 28 年 (2016 年) 8 月 18 日 (木) 13:30 ~ 16:00

2 場 所 長野県庁 議会棟 404、405 号会議室

3 内 容

○ 議事

(1) (仮称) 都市計画道路 伊駒アルプスロード 環境影響評価方法書について

(2) その他

4 出席委員 (五十音順、敬称略)

梅 崎 健 夫  
大 窪 久美子  
小 澤 秀 明  
片 谷 教 孝 (委員長)  
陸 齊  
佐 藤 利 幸  
塩 田 正 純  
鈴 木 啓 助  
富 樫 均  
中 村 雅 彦  
野見山 哲 生  
山 室 真 澄

5 欠席委員 (五十音順、敬称略)

亀 山 章  
中 村 寛 志

事務局  
寒河江  
(県環境政策課)

ただいまから、平成28年度第4回長野県環境影響評価技術委員会を開催いたします。私は、しばらくの間進行を務めさせていただきます、長野県環境部環境政策課の寒河江と申します。よろしくお願いいたします。

委員会開会にあたりあらかじめお願い申し上げます。傍聴にあたりましては傍聴人心得を遵守してくださるようお願いいたします。また、報道の方のカメラ撮影につきましては、決められたスペースからの撮影のみとさせていただきますので、御了承ください。

議事に入ります前に本日の欠席委員を御報告いたします。中村寛志委員及び亀山委員から都合により御欠席という御連絡をいただいております。

これから議事に入らせていただきますが、本会議は公開で行われ、会議録も公表されます。ホームページでの音声の公開、会議録の作成に御協力いただくため、ご面倒でも、発言の都度お名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。

それでは、条例の規定により、委員長が議長を務めることになっておりますので、片谷委員長、議事の進行をお願いいたします。

片谷委員長

大変暑い中皆様ご出席くださりましてありがとうございます。時間も限られておりますので、早速議事に入らせていただきます。進行につきましては委員の皆様ご協力をお願いいたします。初めに本日の会議予定と配布資料について説明を事務局よりお願いいたします。

事務局  
仙波  
(県環境政策課)

長野県環境部環境政策課環境審査係長の仙波道則と申します。よろしくお願いいたします。事務局から、本日の会議の予定及びお手元の資料について、簡単に説明させていただきます。

本日の会議の予定ですが、議事(1)の「(仮称)都市計画道路 伊駒アルプスロード環境影響評価方法書」について、最初に前回委員会における審議で後日回答とされた部分及び前回委員会以降に追加でいただいた御意見に対する見解と、住民意見とそれに対する見解を事業者から説明いただき、関係市村長からの意見の概要を事務局から説明した後、御議論をいただきます。その後、技術委員会意見等の取りまとめについて事務局案を御説明した後、御議論をお願いして、遅くとも16時には会議を終了する予定としております。

次に、本日の会議資料ですが、次第に記載のとおり、お手元に資料1から資料4を配布させていただきます。

資料1は、(仮称)都市計画道路 伊駒アルプスロード環境影響評価方法書について、前回委員会において委員の皆様からいただいた御意見及び追加でいただいた御意見に対する事業者の見解をまとめたものであり、補足説明のため、併せて資料1-1~1-3が用意されております。

資料2は、伊駒アルプスロード方法書について、住民の方からの事業者に提出された環境保全の見地からの御意見の概要と、それに対する事業者の見解です。

資料3は、伊駒アルプスロード方法書について、関係市村長から県に提出された、環境保全の見地からの御意見になります。

資料4は、伊駒アルプスロード方法書に対する技術委員会意見のとりまとめについて御議論をいただくため、第2回審議分までの委員の皆様御意見の取扱いについて、事務局がたたき台として案を作成したものです。

事務局からの説明は以上です。

片谷委員長

ありがとうございました。お手元の資料は揃っておりますでしょうか。もし不足等がありましたら事務局までお申し出ください。

では議事「(1)(仮称)都市計画道路 伊駒アルプスロード環境影響評価方法書について」の審議に入ります。

事業者の皆様におかれましては、本日もお暑い中、またお忙しい中ご出席ください

事業者  
勝野  
(県道路建設課)

ましてありがとうございます。早速ですが、資料1、資料2につきまして、御説明をお願いいたします。

長野県建設部道路建設課企画幹の勝野と申します。私から資料1、2について説明させていただきます。

資料1ですが、前回の技術委員会における意見と、事業者の見解等を示したもので、本日は事後回答ということで、その後こちらの方で記載させていただいたものにつきまして説明させていただきます。

はじめに4番からお願いいたします。こちらは地下水の関係で外縁から500mというのが一つの考え方で、その辺を調査エリアとして考えていただく必要があるということと、既存の井戸の利用についての御意見でした。これに対しては、事後回答で既存文献資料のほか、関係機関への聞き取り等により対象道路事業実施区域、及びその周辺における既存井戸の利用状況について確認を行います、ということです。

次の5番については、切土について縦横断面の中で切土の幅を記載する、あるいは場所等を可能な限り示していただきたいというお話でした。これに対しては、切土の分かる資料(平面の縦横断面)について、ルート決定の進捗に応じて提示するという事で検討させていただきます、ということをお願いしたいと思います。

次に6番ですが、切土の箇所について富樫委員さんから少なくとも以下の考え方を追記していただきたいという会議後の追加の御意見がございました。内容は「第3回審議資料1-1に示すとおり、段丘を通過して切土が生じる可能性が高い3~4の区間を予測・評価対象区間とする。各予測・評価対象区間においては切土施行箇所から500m範囲を地下水への影響が及ぶ可能性がある範囲として想定する。また予測対象区間について、4ヶ所以上の地下水観測井を設け、水象に係る調査を実施する」ということです。これについては、御指摘のとおり切土工が想定される箇所の500mの範囲については、既存井戸を用いること等により可能な限り複数の地点で調査するよう検討します。

次に8番の温室効果ガス等についてですが、温室効果ガスの推測ということで道路の整備効果を説明する上で非常に重要で、整備効果の参考資料的に載せることもあるので是非前向きに考えていただきたいという御指摘です。これについては、道路整備による二酸化炭素量の減少について、整備効果を示す一つの指標として何らかの形でお示しすることを検討いたします。何らかの形というのは、準備書の参考資料的なものもあれば、あるいは事業の説明のための資料という形でホームページに掲載する等いろいろなやり方が考えられます。方法についてはもう少し検討させていただきますということで、何らかの形という表現にさせていただきました。

次に14番ですが、こちらは水の濁り、汚れの関係でして、濁りのある所で汚れが発生しないという理由がはっきりしないということと、濁りが見つかった場合にはpHなどを測って化学成分の流出がないか確認しなければならない、という御指摘をいただきました。これについては、水の汚れに関しては、道路事業においては「工事中の水域におけるコンクリート工事」、供用後では「休憩所等施設の稼働、人の利用等に伴う排水」が想定されておりますが、現時点で休憩所の利用は想定されないため、工事中の水域におけるコンクリート工事を対象として選定しております。ただし、事業地近傍において文献資料により、地下水調査で環境基準に超過している物質(トリクロロエチレン)等が確認されておりますので、事業地実施区域近傍における地下水汚染の有無を再度確認し、御指摘のとおり工事中の水の汚れに係る環境要因の区分の選定について再精査させていただきます。

また、これ以外にも事業の実施に伴い、「自然由来の重金属」や「酸性土」の他、化学反応によるもの等が検出される可能性があります。現時点では対象事業実施区域近傍では、有害鉱物の含有量や溶出量が環境基準を超えることは既往文献では確認されていないことから、水底の掘削のみ選定しております。御指摘の意見に基づき、工事中は施工管理の一環として、河川水質(地下水質)の環境基準に準拠した項目の監視

を行いながら、工事を施工することを準備書に記載します。

続きまして16番ですが、濁り、汚れの表記が分かりにくいという御指摘でした。これについてはご指摘のとおり、今後の環境影響評価の手續において語句の説明を加えるなど、住民の皆さんにとって分かりやすい図書の作成に努めてまいります。

19番ですが、方法書の252ページ表8-1の項目の選定表で、地形地質、地下水のところで丸印の付け方が理解しにくい等の御指摘でした。これについては、御指摘のとおり、環境要因の区分の選定について分かりにくくなっているため、今後は「水の濁り」「河川」「地下水」については、「工事施工ヤードの設置」あるいは「工所用道路等」の2項目の選定ということで見直し、分かりやすい図書の作成に努めます。

次に20番ですが、切土工や既存工作物の除去、水底の掘削という項目が分かっているにもかかわらず、一つにまとめてしまっているというところと、丸の付け方が分かりにくい、読んで理解できるように示してほしいという御指摘をいただきました。これについては、御指摘のとおり動植物、生態系において、「切土工」および「水底の掘削」を行う箇所においても影響が懸念される種に対しては、影響予測・評価を実施します。また今後の環境影響評価の手續においては、より分かりやすい図書の作成に努めてまいります。

次は24番になります。これは調査の地点の指摘でして、ポイントで調査をするところを示したほうが良いという御指摘でした。これにつきましては、今回付属資料として、1-1～1-3ということで提出させていただきました。資料1-1が動物の調査地点について地形図の上に落としたものです。1-2が同じ調査地点を前回お示しした傾斜角図に重ねたものです。1-3が航空写真に重ねたものですので、それぞれ御確認いただければと思います。

次は26番になります。これは大沢川のところでどのような形で道路が通るのか、それが重要なポイントになるという御指摘です。これについては大沢川付近のルートが分かる資料（平面縦横断面図）について、ルート決定の進捗に応じて提示するというところで検討させていただきます。

27番につきましては、調査地点をポイントで示していただきたいということで、先ほどと同じく資料1-1～1-3ということで示させていただきました。

次は30番になります。現地調査を踏まえて上位性、典型性、特殊性を整理するという回答だが、生態系の評価はそれらの種を挙げて、その種がどうなるのかということ調査して評価するものという御指摘でした。これに対しては、生態系の上位種、典型種、特殊種については、いただいた意見も参考に今後有識者へのヒアリングを行い、具体的な種を選定し、現地での確認調査を行ないます。なお、トンボ類の典型種についてはご指摘と既存文献により「疎林、林縁、草地」については典型種ノシメトンボ、「農耕地」の典型種アキアカネ、ハッチョウトンボ、クロスジギンヤンマ、「河川」の典型種ハグロトンボ、ショウジョウトンボ、また特殊種としてミヤマシジミが想定されます、ということです。

資料1につきましては以上です。続いて資料2に参ります。これは住民の皆様から5月30日～7月13日かけて、意見をいただいたものです。意見の提出件数は2件で、2名の方からいただきました。

意見の概要につきましては、資料2の表にまとめてあるとおりでして、一番上からいきますと、まず事業計画について、沿道事業所への被害が予想される場合、関係部門との密なる情報交換や対策（事前、事後）をお願いしたい、また風評被害について、広報宣伝、学校教育、観光事業による対策、支援についてもお願いしたい、次の大気質についても同じく、沿道事業所への影響が懸念されることから、粉塵等の実態調査、（道路貫通前と後の比較・予想・観光や産業政策部門との連携調査）について、関係部門との密なる情報交換や、対策（事前、事後）をお願いしたいということです。

この2つに対しての事業者の見解として、当該事業では生活環境や自然環境等の影響の回避、低減に努めてまいります、また沿道事業所への被害が予想される場合は事業損失補償として対応を検討します、ということです。

続きまして3番目は動物、植物、生態系についての御意見です。上伊那教育会関係の教師の方々、自然保護団体（日本野鳥の会、日本自然保護協会など）や愛好家による任意団体などの構成員、信州大学農学部の最新の調査研究など、地域の専門家や愛好家からの聞き取り調査等の情報収集を希望するということで、これについては、当該地域に精通した有識者等への聞き取り調査を必要に応じて実施し、動物の情報収集に努めます、ということです。

次に「天竜川上流の主要な・・・」シリーズ及び「東春近清水川生き物調査」による、さらなる地域における現状調査記録の有効活用を希望する。特に、「東春近清水川生き物調査」ではスナヤツメ等の重要魚類の記録がある、という御意見です。これについては、御指摘の資料、調査記録についても必要に応じて参考とし、地域の動植物の情報収集に努めます、ということです。

次が動物種の調査期間として、特に早春から盛夏に至る期間は、毎月の調査実施を希望する。鳥類の3月～6月頃までの繁殖期や昆虫類の4月～8月頃までの羽化・発生期は欠かせない。貴重な水系や河岸段丘林を対象にするなどポイントを絞った計画立案を願う、これについては、ご指摘のとおり確認適期を逃さないように十分留意して調査を実施します。また生息域と考えられる水系や河岸段丘林にはトラップやカメラの設置を検討しています。

続いて昆虫類、トンボ類に関して流水系の調査に合わせて止水系(湿地・池・堤など)環境の調査実施と記録を希望する。伊那市内の計画路線においては大沢川・清水川・堂沢川でアオハダトンボ、大沢川でサナエトンボ類（ミヤマサナエ、オナガサナエ、コオニヤンマなど）を始めとする多様なトンボ類が記録されている。調査の結果、重要な動物種に関しては計画路線による影響・予測評価を行い、影響を最小限に抑えられる工法・工程を選択するように希望する、という御意見です。御指摘いただいた多様なトンボ類については、御指摘の河川や止水系について現地調査の中で確認し、必要に応じて予測、評価及び環境保全措置の検討を行い、希少種への影響に配慮します、ということです。

最後はナゴヤダルマガエルおよびトノサマガエルとの交雑種について、十分な調査と、調査結果次第では交雑回避の対策を立案する必要がある、という御指摘です。これについては、御指摘の情報を参考にさせていただき、両生類への適正な環境影響評価に努めていきます、ということです。

資料2については以上です。よろしくお願いたします。

片谷委員長

ありがとうございました。続けて、資料3を事務局からお願いします。

事務局  
仙波

資料3をお願いいたします。「(仮称)都市計画道路 伊駒アルプスロード環境影響評価方法書に対する市村長意見」になります。

こちらは法に基づき、関係市村である伊那市、駒ヶ根市、宮田村に対して、県から環境保全からの見地の意見を照会し、今月中旬に御回答をいただいたものです。伊那市2件、駒ヶ根市2件、宮田村17件の意見をいただきましたので、簡単に説明させていただきます。

伊那市からは全般に関する意見と文化財に関する意見をいただきました。

駒ヶ根市からは天竜川の動物種の調査と、植物に関して、大田切川、堤防沿いの希少な植物に関して調査と配慮を求める内容の御意見をいただいております。

宮田村からは記載のとおり、多くの御意見をいただきました。全般として国道153号や県道で村民の主要な通勤ルートになっている部分について、工事中的影響を含めた予測・評価を求める内容、大気質、騒音、振動、低周波のところでは小田切地区、中越地区、大久保地区ということで、具体的な地区名を示しながら調査を求める内容です。また、水質、水象のところでは大田切川、小田切川、大沢川だけでなく、主要な農業用水路についても予測評価を行ってほしいという内容、動物に関しては村内の自然保護団体（自然を呼び戻す会等）への聞き取り調査を求める内容、景観・触れ合

い活動の場については、主要な人と自然との触れ合い活動の場の分布に「河原町せせらぎ公園」を加えてほしいという内容、日照障害についても具体的な地区について調査を求める内容となっています。

調査対象については、今後、具体的なルート、道路構造が決まる中で、事業者適切に判断していただくということになりますが、この記載のとおりのお意見をいただいているところです。資料3の説明は以上です。

片谷委員長

ありがとうございました。

委員の皆様のお意見と住民の方々からの御意見、それから関係市村長からの御意見で相互に関連又は重複するところもありますので、これらについて、皆様の御意見を確認していきたいと思っております。

いつものやり方になりますが、追加で回答が出ているものについて、御発言いただいた委員の皆様のお見解をいただくことにいたします。直接その御意見を発言された委員以外の方から関連する御発言がある場合は、随時御発言いただいております。

では、資料1の番号に沿ってまいります。4、5、6番はいずれも富樫委員の御意見で、私も少し発言しておりますが、まずは富樫委員にお見解を伺います。

富樫委員

4、5、6番のいずれも一部重複するような意見でしたが、できるだけ具体的な方法の記載がないと審議のしようがないということで、なるべくデータがほしいということです。現状ではこれ以上の資料がなかなか出せないということです。今後計画がより具体化した時点で、これまでの意見の中身を参考にさせていただいて、より適切な対応をお願いしたいと思います。

片谷委員長

ありがとうございます。私も発言しておりますけれども、私の発言に対しましては、概ね指摘の内容に沿って対応するという趣旨の回答と解釈できますので、追加で何か申し上げることはありません。

6番の富樫委員の御発言に対する回答で、可能な限り複数の地点でという内容で、これは切土がどれくらい発生するかかなり依存する訳ですけれども、いずれにせよルートが決まる時期に調査すべき内容というのが決まる訳です。その都度、事務局と連絡を取っていただいて、できる限り詳細な調査内容の中間的な報告をお願いしたいと思います。事業者の皆さんからは何かありますか。

コンサルタント  
竹野  
(大日本コンサルタント)

富樫委員の発言の中でお聞きしたいことがあります。今、道路の構造がまだ確定していない中で、切土が発生しそうな箇所が2地区ありますが、それぞれの地点で2箇所ずつボーリングを行う予定としており、それを補完する形で周辺の既存井戸の調査を行ってこうと考えています。その中でできるだけ複数の地点で評価を行っていきたくと考えていますが、富樫委員の御意見の中で4地点必要とありますが、面的に測る上で、2地点ボーリングを行い、1地点を既存の井戸の情報がある場合、3地点の井戸の情報で評価していくのは難しいのでしょうか。その場合にもう1地点ボーリングを掘らなければなくなるのかをお聞きしたいと思います。弊社では面的にということであれば、3地点でも十分ではないかと考えていたのですが、その辺りをお聞かせ願えればと思います。

富樫委員

地下水の調査の場合には切土箇所というのも大事ですが、影響が及ぶかもしれない対象の場所というのも大事です。例えば地下水がどの方向に流れていくか調べるために最低でも複数箇所必要であり、多ければ多いほど予測の精度も高まりますが、要は状況に応じてということになるかと思っております。何地点あればいいかというような決まったものはありません。

コンサルタント

ありがとうございました。

竹野

片谷委員長

これにつきましては、詳細なルートが確定していないという状況ですので、ルートが確定するプロセスが進むにしたがって、随時、事務局と連絡を取っていただくようお願いいたします。事務局は委員とのやり取りを適宜行っていただくようお願いいたします。

それでは関連する御発言があれば承りますが、よろしいでしょうか。

最後にまとめて御意見を伺う時間は取りますので、とりあえず次に進みます。

次は8番で私の指摘になりますが、先ほど御回答にあったように、アセス図書の中ということには限定せず、何らかの形で示したいという御発言でしたので、その御判断はお任せします。事業者側のアピールとしてプラスの要素ですので、是非、積極的にやっていただくようお願いいたします。

では、次に進みます。14番と16番で、鈴木委員の御発言ですがいかがでしょうか。

鈴木委員

これで結構です。

片谷委員長

他によろしいですか。梅崎委員どうぞ。

梅崎委員

語句の説明については17番で私も指摘しましたが、おそらく16番の鈴木委員の意見は「濁り」と「汚れ」を独立して調査してほしいという趣旨もあるように思えます。回答としては語句の説明となっていますので、そこをはっきりした方がいいかと思いたすがいかがですか。

事業者  
勝野

今の御指摘につきまして、14番のところで水の汚れに関しては、水域におけるコンクリート工事を対象として選定しておりますという回答をさせていただいております。それから、文献による地下水調査で環境基準を超過していますので、この後、再度地下水汚染の有無を確認しまして、汚染が判明する場合は水の汚れに係る環境要因の区分についても再精査するというお答えをさせていただいておりますが、こちらでよろしいでしょうか。

梅崎委員

独立して調査を行い、濁りが出ないと汚れの調査をしないということではないことが、はっきりすればいいかと思いたす。

片谷委員長

濁っていないなくても汚染物質が出る可能性があるという懸念の御指摘だと思いますから、特に事後回答に書かれているように、地下水調査の文献で基準超過が出ている例があるということで、地下水の汚染の有無を再度確認し、調査を行うと理解できますので、ここに書かれている対応でよろしいのではないのでしょうか。

他に御意見はありますか。次に進むことにします。次は19番の富樫委員の御意見ですがいかがでしょうか。

富樫委員

表現の問題ですので、これで問題ありませんが、一つだけ、「水の濁り、河川、地下水については」と記載されていますが、地下水の場合は、例えば段丘礫層の厚さや分布等はセットとして考慮しなければならないことです。そういう意味では地形・地質も地下水とセットになっているとお考えいただければいいかと思いたす。

片谷委員長

今の提案は事業者の方から何かコメントいただけますか。

コンサルタント  
岩沢  
(株)千代田  
コンサルタント)

地形・地質に関しましては、重要な地形・地質ということで項目を選定させていただいております。現在、方法書では工事施工ヤードの設置及び工事用道路の設置ということで選定させていただいておりますが、今回お示しました水の汚れ、河川・地下水の項目選定と、重要な地形・地質は、工事の実施に関しては、同じ項目になりますので、

	御指摘の通りになるかと思えます。
片谷委員長	<p>地面の下に水が流れているわけですので、地形・地質と地下水の調査や議論が全く独立するというのはあり得ない話だと思います。十分関連に配慮しながら進めていただくということをお願いしたいと思います。</p> <p>他に何かありますか。では、次に進みまして、20番の大窪委員の意見ですが、いかがでしょうか。</p>
大窪委員	事後回答のとおりで結構です。より分かり易い図書の作成をお願いいたします。
片谷委員長	何か関連する御意見等はございますか。では次に進みます。24番の中村寛志委員は今日御欠席ですが、事務局に何か意見は届いていますでしょうか。
事務局 仙波	事前に御確認いただいておりますが、特に御意見はいただいております。
片谷委員長	特段、事務局に追加の意見、質問が出ていないということですので、御了解いただけたものとさせていただきます。24番の事後回答は、27番の事後回答とも関連しますので、27番を先にいかせていただいて、中村雅彦委員いかがでしょうか。
中村雅彦委員	資料を用意していただきありがとうございます。いくつか分からないことがあるので質問してもいいでしょうか。鳥類の定点地点で、P-3はおそらく天竜川に生息する水鳥の調査で、P-2も同じかと思えます。資料1-1の天竜川と書いている辺りにいくつか猛禽類が出ると聞いていますが、猛禽類の調査をするための定点はP-4ですか。
コンサルタント 竹野	猛禽類の調査は別会社で担当してまして、こちらの定点とは別個に設定されています。今回お示したのは、一般鳥類を対象にした7地点です。
中村雅彦委員	猛禽類関係の調査の定点も見せてもらえますか。
事業者 大島 (伊那那建設事務所)	猛禽類の調査については既に始めており、地点等も明らかになっております。ただし、今日ここでお示しできるものがないもので、後日事務局を通じて皆様方にお渡しできるようにしたいと思います。
中村雅彦委員	分かりました。猛禽類が一番環境保全の対象となる鳥類ですので是非お願いします。それと水生生物調査範囲のS-4は具体的なルート帯にかかっていないのですが、設定した理由は何ですか。
コンサルタント 竹野	S-4については、地元の方からの意見で貴重な種があるので調査してほしいとされている河川がありまして、それをカバーするために設定しております。確かにルート帯から外れておりますし、上流部になるので基本的には影響がないと思っておりますが、現状の把握ということで設定させていただいております。
中村雅彦委員	分かりました。それから、哺乳類、昆虫類のトラップ設置地点のT-3、T-4もルート帯から外れていますが、これも理由があるのでしょうか。
コンサルタント 竹野	T-3、T-4についても、ルート帯から外れているところもございますけれども、周辺環境を見たときに特徴的なところについてはトラップを設置しようということで考えています。T-3については湿性草地を代表する地点、T-4については天竜川を代表する

地点という形で今回設定させていただいております。現況把握ということで設定させていただいたということでお考えください。

中村雅彦委員      あまり関係ないところに設定するのではなく、ルート帯の中に集中して作った方がいいのではないかと考えましたが、理由は分かりました。

片谷委員長      おそらくルート帯に隣接するエリアで、動物の生息が過去にも確認されているような地点を重点的に選ばれたと思いますがいかがですか。

コンサルタント  
竹野      方法書では、ルート帯から 500mの範囲が調査範囲という形で示されております。直接改変する所でなくとも、間接的な影響ということで 500m見ているとは思いますが、その調査範囲の中で特徴的なエリアについては見ようということで、今回 T-3、T-4 が入ってきたという形になります。

片谷委員長      中村雅彦委員よろしいでしょうか

中村雅彦委員      いいです。

片谷委員長      では、大窪委員どうぞ。

大窪委員      動物調査の地点について、S-6 の範囲は絶滅危惧種のナゴヤダルマガエルや準絶滅危惧種のトノサマガエルが生息している環境だと思えます。東春近の水路にもこのような両生類が生息している範囲があるので、そのような地点を S-6 で押さえることができているのかお聞きします。

コンサルタント  
竹野      S-6 という所は大沢川上流になりまして、こちらの河川については三面張りで落差のある農業用水路のところです。こちらを設定しているのは、ナゴヤダルマガエルというよりは地元の方から貴重なトンボ類がいるということから追加したという意図が大きいですが、調査の中で両生類についても十分配慮して調査をしていきたいとは考えています。

大窪委員      できれば、S-6 をもう少し南のほうに伸ばして、大沢川の下流の部分も含めていただければいいかなと思います。今、申し上げた両生類は河川よりも小規模な用水路に生息することが多いので、そのような場所も踏まえて調査をしていただければと思います。

コンサルタント  
竹野      御質問ですが、S-6 の南側というのは合流した下流側ということですか。

大窪委員      はい。そのとおりです。

コンサルタント  
竹野      分かりました。

片谷委員長      では、その辺も配慮をお願いいたします。ほかに、この件についてはよろしいでしょうか。鈴木委員どうぞ。

鈴木委員      分かりやすい図書という意味でお願いしたいのですが、ルート帯とラインセンサスルートが同じ色になっていて、凡例では太さが違うことになってはいますが、実際の図ではほとんど同じ太さです。同じ色を使う場合にはどちらかを波線にするか、普通は色を変えていただくほうが分かりやすいのではないかと思いますので、要望です。

片谷委員長

これは準備書以降にも使われる図かと思しますので、識別しやすいような記載にしてください。

資料1-1から1-3を3種類用意していただきましたが、これに関連する他の御意見はよろしいですか。他のご意見がなければ、先ほど中村寛志委員から特に追加の意見はなかったと事務局から報告をいただきましたが、26番も事後回答で大沢川付近のルートが決まったら縦横断図を出していただけるという回答です。これについてどなたか御意見ありますでしょうか。よろしいですか。ではこれは出来るだけそういうものを早く出していただくということを再度委員会の要望として申し上げておきたいと思えます。

次に進みます。30番も中村寛志委員ですけれども、種の選定はヒアリングを行い、現地での確認調査を行う、トンボ類の典型種についてはそこに具体例が挙げられています。中村寛志委員からは追加の御意見はないようですが、他の委員からご意見はありますでしょうか。大窪委員どうぞ。

大窪委員

この地域の典型的なトンボ種について、農耕地では希少種のモートンイトトンボが入ると思しますので検討をお願いします。

この記載の最後に、特殊種としてミヤマシジミが想定されると書いてありますが、ミヤマシジミはチョウ類でトンボ類の中には入らないので、書き方の修正が必要ではないかと思えます。また、チョウ類の中で希少種を取り上げていただくのであれば、ツメレンゲという植物を幼虫の食草にするクロツバメシジミという準絶滅危惧種も特殊なチョウ類ですので、取り上げていただければと思えます。

片谷委員長

今の点はいかがですか。

コンサルタント  
竹野

確かにミヤマシジミについては書き方が間違っておりました。申し訳ありません。

片谷委員長

具体的な種については、今後、有識者ヒアリングで選定していくと書かれていますので、その段階で漏れのないようにきちんと選定いただくようお願いいたします。

他に何かありますか。では一通り事後回答のあった項目について御意見を伺いましたが、資料1全体について何か追加の御意見等がありましたらお願いします。前回申し上げましたが、今日は新たに持ち帰りで回答を用意していただく時間的な余裕はありませんが、すぐ御回答いただけるような事項であれば伺うことができます。大窪委員どうぞ。

大窪委員

今回、動物の調査ルートや調査ポイントは提示していただきましたが、植物種や植生調査の位置について現時点で決まっている範囲がありましたら、御提示いただければありがたいです。特に、段丘崖の斜面林等に非常に希少種が多いのではないかとの意見がありましたし、先ほど申し上げたチョウ類などの食草や、河川の中流の河川敷で丸石河原の希少種が多く出るような場所について網羅されているか確認したいので、調査範囲を示していただけるでしょうか。

コンサルタント  
竹野

方法書の記載のとおり、ルート帯から200mの範囲についてはくまなく調査する予定です。調査範囲を示すというのは、実際の踏査ルートを図示するレベルでお考えですか。

大窪委員

特に、段丘崖や希少植物が多いところや、特殊なチョウ類と関係がある植物種が生育しているような場所など、重点的に調査をするポイントを提示していただければありがたいと思えます。

コンサルタント  
竹野

これから調査に入った上で、重要なものが見つかった所については重点的に見ることも考えられますが、今はルート帯から200mの範囲まで一様に全部調査に入るとい

ころまでしか想定はできないものですから、現状ではそのような回答になります。

片谷委員長

図面を出していただくということよりは、今、大窪委員が指摘された段丘崖のような希少な植物が生育している可能性が高そうな場所を、より細かく見ていただくという趣旨だと思います。分かっている範囲では図面があった方がいいですが、調査エリア全体を一様な精度で見るとは、狙いどころを定めた形で重点的に見るような調査のやり方をしていただきたいと思いますという趣旨の御意見だと私は理解しました。そういう点に留意して調査を進めていただくようお願いします。

コンサルタント  
竹野

はい、分かりました。

片谷委員長

それでは、資料2と資料3について何か御意見や補足されるような事項がありましたらお願いいたします。大窪委員どうぞ。

大窪委員

資料2の動物・植物・生態系の、地域の専門家等への情報収集のところで、動物・植物・生態系全体への意見ですので、事業者の見解としても「動植物、生態系の情報収集に努めます。」ということで、動物（生き物）のみとなっている文言の修正をお願いします。

同様に資料3についても、宮田村からの17番の御意見で動物という項目になっていますが、御意見の内容については動物のみではないので、動物・植物・生態系という項目で修正をいただきたいと思います。

事業者  
大島

資料2については、意見の概要の趣旨に沿った形で、私どもの見解も修正させていただきたいと思います。

事務局  
仙波

資料3については事務局で整理した表ですので、御指摘のとおり、項目を動物・植物・生態系という形で修正したいと思います。

片谷委員長

大窪委員よろしいですか。地元でいろいろ観察されている有識者からの情報というのは非常に貴重なものですので、できる限り収集して有効に活用していただくようお願いいたします。特に地元の方々が一番良く把握されているのは時期的な変動だと思います。365日毎日調査をできるということはありませんので、地元の方々からの情報で現地調査を補足し、より精度の高い調査結果を出していただきたいと思います。

資料2と資料3について他にいかがでしょうか。山室委員どうぞ。

山室委員

資料3で特に宮田村から具体的に騒音や水質の調査地点を増やしてほしいという要望が挙がっていますが、これは全部反映されるのでしょうか。

事務局  
仙波

先ほど申し上げたように、こちらの御意見については直近に提出されたので事業者の見解を確認している訳ではありません。最終的には具体的なルート等が確定した段階で影響の程度を判断することになりますが、こういった意見を踏まえて、まず事業者に検討していただくことになります。

片谷委員長

私からも確認したいことがあります。資料2の大気質のところ、沿道事業所への影響が懸念されると書かれていますが、これは具体的にその事業所の方から御意見が出ているのでしょうか。

事業者  
勝野

御指摘のとおりで、具体的な事業所は承知しております。

片谷委員

補償というのは、最後はそうせざるを得ない場合もあるだろうと思いますが、被害が発生しないようにする努力が先です。補償は最後の手段であって、被害の防止が一番重要ですので、当該事業所を把握されているということでしたら、対話も含めてできるだけその影響を回避するような対策を検討していただくという方向でお願いします。

他にいかがでしょうか。よろしいですか。特に御発言がございませんので、資料1～3までの審議はここまでとさせていただきます。

ここから、委員会としての意見の取りまとめに向けた審議を進めたいと思います。では、資料4の説明を事務局からお願いいたします。

事務局  
仙波

資料4の「(仮称)都市計画道路伊駒アルプスロード環境影響評価方法書についての技術委員会意見等集約表(第2回審議分まで)(案)」を御覧ください。こちらは、委員の皆様から第2回審議後の追加意見までいただいた御意見、御質問等を集約したものであり、全部で69項目となっております。

「意見要旨」の欄は委員の皆様からいただいた御意見、御質問について、第2回審議の資料1と本日の第3回審議の資料1に記載した内容を整理したものです。関連する一連の御発言等については、発言回にかかわらず並べて整理しております。

「事業者の説明、見解等要旨」の欄については、同様に各回の資料における事業者からの説明、見解等要旨として記載した内容を整理しております。

「取扱」の欄には、それぞれ御意見等について「意見」等の区分を、事務局案として記載しております。表の上段の注に記載のとおり、「意見」とは、技術委員会意見として知事に述べる環境保全の見地からの意見であり、知事意見の作成に反映されるものです。「記録」とは、会議の中で事業者の説明を求めた内容や、簡易な修正等について記録に残し、事業者に伝えるものです。

「意見等」の欄には、技術委員会意見とする場合の記載内容について、事務局案をお示しております。

これらの「取扱」及び「意見等」については、あくまで事務局によるたたき台ですので、これを元にこの場で御議論をお願いいたします。なお、本日の前段の御審議でいただいた御意見と、この場での御議論の結果を踏まえた修正案は、後日お示しして御確認いただく予定です。

それでは、事務局案として意見とさせていただいた項目を中心に、簡単に御説明申し上げます。

今回は、「意見」として13項目に集約する形でまとめさせていただきました。

まず、事業計画に関して、1番で野見山委員から、事業の目的と記載されている「救急車両の早期到着が可能な交通網の構築」について、具体的な改善効果を説明すべきとの御意見をいただきました。

2番では大窪委員から、地域の幹線道路の状況において、広域農道をきちんと位置づけた上で、事業の必要性を説明すべきとの御意見をいただきました。

2ページの3番、4番では、小澤委員から計画交通量と現状の交通量の比較を図書に掲載して、道路の整備効果を分かりやすく示すべきとの御意見をいただきました。

環境影響評価は情報提供、説明による住民の方とのコミュニケーションの手続きであり、環境影響評価図書に事業の目的を分かりやすく示すことは、そうした観点から非常に重要ですので、これらの御意見を集約して、1ページの1番の意見等の欄に記載のとおり「準備書においては、事業の目的について、地域の幹線道路の状況や救急車両の交通網の変化をより丁寧に記載するとともに、現状の交通量と計画交通量との比較等により、道路の整備効果を分かりやすく説明すること。」とさせていただきます。

なお、道路の整備効果を住民の方に分かりやすく説明するという点については、片谷委員長から温室効果ガスに関して同様の観点で御意見をいただいておりますが、こちらは温室効果ガス等に係る意見として、後ほど説明するとおり、独立した意見とさせていただきます。

次に、事業計画について、2ページの6番では富樫委員と片谷委員長から、7番では中村寛志委員と片谷委員長から、今後決定する具体的なルートや縦断線形を踏まえて、準備書においては、適切に調査、予測及び評価を行うことと、法や条例上の手続としては定められたものではないが、詳細が決まった段階で必要に応じて事務局に相談するよう御意見をいただきました。本事業は、方法書の段階では具体的なルート等が決まっていないため、方法書における調査地点や調査方法の記載も具体性に欠けざるを得ない部分がありますので、後ほど説明する21番の塩田委員の低周波音についての御意見、片谷委員長からの40番の日照障害と、67番の廃棄物等に係る御意見を集約しまして、「準備書においては、今後決定する具体的なルートや切土や高架等の道路構造を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を実施すること。また、詳細な平面縦横断線形が明らかになった時点で技術委員会に報告し、調査地点や調査方法について助言を受けるよう努めること。」とさせていただきます。

次に3ページをお願いします。8番と9番で環境影響評価全般に関して、伊那谷の河岸段丘地形とそこに発達する斜面林が景観面でも動植物の保全の面でも最も重要であることについて御意見をいただきました。

また、10番では事業計画に関して梅崎委員から、ルート選定に当たって段丘部分の地形改変をできる限り少なくすることも目的とすべきとの御意見をいただきました。

これらは、本事業における環境影響評価を行う基本的な姿勢として非常に重要ですので、後ほど御説明する52番から54番、56番の動植物、生態系に係る佐藤委員、中村雅彦委員、中村寛志委員の御意見を集約しまして、「伊那谷は日本の典型的な河岸段丘地形であり、斜面林が発達した段丘崖は地形地質の観点のみならず、景観、貴重な植物の生育地及び動物の移動経路として非常に重要である。今後の環境影響評価の実施に当たっては、こうした点を十分に認識の上、適切に調査、予測及び評価を実施するとともに、段丘崖への影響を極力回避低減するよう努めること。」とさせていただきます。

次に4ページをお願いいたします。騒音、振動、低周波音に関して塩田委員から、14番と16番では予測手法に関して最新の手法を用いるべきとの御意見、5ページの20番、22番では低周波音の評価手法等に関する御意見、7ページの24番から27番では予測条件や予測式と、用いたファクターについて明確にするよう求める御意見をいただいております。分かりやすい図書の作成とともに、精度の高い図書の作成も重要ですので、後ほど説明する44番の山室委員の御意見を集約しまして、全般に関する意見として4ページの14番の意見等の欄に記載のとおり、「準備書においては、予測条件や予測式とその出典など予測評価の根拠を明確に示すとともに、新たな科学的な知見の収集を行い、より精度の高い図書となるよう努めること。」とさせていただきます。

次に5ページの17番、18番で低周波音に関して塩田委員から、低周波音と超低周波音の用語の使い分けについて分かりやすい説明を求める御意見を、6ページの23番では、準備書において騒音等の予測結果をコンターを用いて分かりやすく示すよう御意見をいただきました。事業者としては主務省令に従って記載したとのことで致し方ないところがございますが、1番の意見と同様の趣旨で分かりやすい図書の作成は重要ですので、後ほど説明する32番から35番の鈴木委員、梅崎委員、富樫委員の御意見、43番の大窪委員の御意見を集約して、全般に関する意見として5ページの17番の意見等の欄に記載のとおり、「準備書においては、主務省令に基づく記載だけでなく、専門用語に係る注釈や定義の明確化、コンターを用いた表現の活用等により、住民に対してより分かりやすい図書となるよう努めること。」とさせていただきます。

次に21番で塩田委員から低周波音について、橋梁の型式・構造を踏まえた適切な調査、予測、評価の実施について御意見をいただきました。こちらは、今後の事業計画の具体化に合わせて適切な調査等を求める趣旨ですので、先ほどの6番の意見に集約させていただきます。

次に8ページをお願いいたします。方法書252ページの環境影響評価の項目及び選定の理由の表8.1の記載について、32番では鈴木委員から「水の濁り」と「水の汚れ」、「事後」という表現の分かりにくさについて、33番と34番では梅崎委員から濁りと汚

れなどの用語の定義の明確化について、35番では富樫委員から「工事施工ヤードの設置」など工事の実施の区分の分かりにくさについて、それぞれ御意見をいただいております。これらは、住民に分かりやすい図書の作成という趣旨で、先ほどの17番の意見に集約させていただきました。

次に9ページをお願いいたします。37番から10ページの39番まで水象に関して富樫委員から、地下水の影響範囲の考え方と具体的な調査方法について御意見をいただきました。切土が行われる場合に周辺の地下水利用への影響を適切に調査、予測、評価することは重要ですので、「水象（地下水）の調査については、段丘を通過し、切土が生ずる可能性が高い区間を予測・評価対象とし、切土施工箇所から500m範囲を地下水への影響が及ぶ可能性がある範囲として設定すること。また、各区間において、既存井戸の利用状況を確認するとともに、その結果を踏まえて4ヶ所以上の地下水観測井を設けることを検討すること。」とさせていただきます。ここについては、先ほどの御議論の中で、4ヶ所以上ということにこだわる訳ではないということがありました。少し書き方を変えたほうが良いと思いますので、後ほど御意見をいただきたいと思います。

次に10ページの40番で片谷委員長から日照障害に関して、路線や道路構造を踏まえた適切な調査、予測、評価の実施について御意見をいただきました。こちらは、今後の事業計画の具体化に合わせて適切な調査等を求める趣旨として、先ほどの6番の意見に集約させていただきました。

次に11ページをお願いいたします。43番で大窪委員から、方法書252ページの表8.1の記載について、「工事施工ヤードの設置」など工事の実施の区分の分かりにくさについての御意見をいただきました。こちら先ほどの17番の意見に集約させていただきました。

次に44番で山室委員から、道路が新たにできることによる騒音、振動、低周波音に係る動植物、生態系への影響について対象にすべきとの御意見をいただいております。こちらはこれまでのアセスではあまり行われていない部分かと思いますが、既存文献等を調べ、できるだけ精度の高いアセスの実施を求めるという趣旨で、先ほどの14番の意見に集約させていただきました。

次に12ページをお願いいたします。49番と50番で中村寛志委員からオオムラサキの食草であるエノキの群落について、重要な生息地としてとらえるべきとの御意見をいただいております。こちらは今後の調査結果を踏まえてということになりますが、「オオムラサキの食草であるエノキの群落地について、準備書において重要な生息地として位置付けることを検討すること。」とさせていただきます。

次に、51番で中村寛志委員から昆虫類の調査について、地域の状況に合わせて適切な時期に実施するよう御意見をいただきました。また、15ページの60番では大窪委員から植物の調査について、種に合わせて同定可能な適切な時期に実施するよう御意見をいただきました。こちらは正確な調査をする上で重要ですので、12ページの51番の意見等の欄に記載のとおり、「動物及び植物の調査時期について、昆虫の発生時期や植物の同定可能な時期等を踏まえて、対象種に合わせた適切な時期に調査を実施すること。」とさせていただきます。

次に13ページをお願いします。52番から54番、14ページの56番で、佐藤委員、中村雅彦委員、中村寛志委員から段丘崖に発達した斜面林が植物の生育地、動物の生息地や移動経路として重要であるとの御意見をいただいております。こちらは本事業の環境影響評価における最も重要な視点ということで、先ほど説明した8番に集約させていただきました。

次に15ページをお願いいたします。60番と61番で中村寛志委員から、生態系の評価におけるトンボ類の位置づけについて、種によってそれぞれ生息環境が異なるため、種を明確にして調査を実施すべきとの御意見をいただきました。正確な予測評価の実施を求めるといいますので、「トンボ類については、種ごとに生育・生息環境が異なるため、それぞれの環境ごとに上位性・典型性・特殊性の観点から具体的な種を選定し、調査、予測及び評価を行うこと。」とさせていただきます。

次に 63 番で中村寛志委員から、生態系に係る事後調査において多様性指数等を用いた評価ができるよう、トランセクト法など場所を決めた定量的な調査手法の採用を求める御意見をいただきました。事後調査の充実はこの条例改正の中でも重点的に取り組んでいる部分でもありますので、「生態系の調査の手法について、事後調査において多様性指数及び類似度指数を用いた解析が可能となるよう、場所を決めた定量的調査手法の実施を検討すること。」とさせていただきます。

次に 16 ページをお願いいたします。64 番と 65 番で陸委員から、触れ合い活動の場について工事中における通行制限の影響が大きいので対象とすべきではないかとの御意見をいただきました。具体的なルート等は確定していませんが、三峰川サイクリングロードなどは路線が横切ることには決まっていますので、「三峰川サイクリングロード等について、工事中における交通制限などにより影響が考えられるため、調査、予測及び評価を行うこと。」とさせていただきます。

次に 66 番で中村寛志委員から、三峰川榛原公園についてバーベキュー等の利用もあるので、人と自然との触れ合い活動の場の対象とすべきとの御意見をいただきました。こちらは適切な調査地点の設定という趣旨で、「三峰川榛原公園について、人と自然との触れ合い活動の場としての利用状況を確認し、調査、予測及び評価の対象に加えることを検討すること。」とさせていただきます。

次に、67 番で片谷委員長から廃棄物等に関して、予測手法の明確化について御意見をいただきました。こちらは、今後の事業計画の具体化に合わせて適切な調査、予測、評価を求める趣旨として、先ほどの 6 番の意見に集約させていただきます。

最後に、68 番と 17 ページの 69 番で片谷委員長から、住民の関心が高い温室効果ガスについて、半定量的な表現でも構わないので、渋滞の解消等に伴う温室効果ガスの削減量をアセス図書において何らかの形で示すことが、住民に道路の整備効果を分かりやすく理解いただくためにも重要ではないかとの御意見をいただきました。道路事業では明確な予測手法が確立されていないとのことですが、温室効果ガスに関しては社会的に関心の高い項目であり、アセス図書に何らかの方法で記載することは御意見のとおり重要と考えますので、「地球温暖化に対する住民の関心は高いため、準備書において、道路の整備効果を渋滞緩和に伴う温室効果ガスの削減の観点から説明すること。」とさせていただきます。この部分について、先ほど委員長から「準備書でなくても構わない」とのコメントもありましたので、例えば説明会資料なども含むのであれば「アセス手続きの中で」など表現を変えたほうがいいかもしれません。こちらについても御意見をいただければと思います。

事務局からの説明は以上となりますが、最初に申し上げたとおり、資料 4 はあくまで事務局による案ですので、これを元に御議論をお願いします。

片谷委員長

ありがとうございました。では、資料 4 を確認していきたいと思います。

他の県の委員会では、意見集約を確認する段階で事業者の皆様には御退席いただくというやり方をしているところもありますが、長野県は従来から同席いただくやり方で、むしろその方が事業者の皆様にも意見の趣旨が伝わると思っておりますので、是非、事業者の皆様もその辺りを意識して聞いていただければと思います。

集約されている案になっていますので、集約された意見の順番で見ていきますが、集約するのはおかしいという意見もあるかもしれません。そういう場合は随時御発言いただいて結構ですので、とりあえず事務局（案）の順番に沿って確認してまいります。

最初に 1 番に 2、3、4 番の意見が集約された形で書かれています。関連する御意見を発言されたのは、野見山委員、大窪委員、小澤委員ですが、野見山委員はこれでよろしいですか。

野見山委員

はい。

片谷委員長

大窪委員はいかかですか。

大窪委員	これで、結構です。
片谷委員長	小澤委員はいかがでしょう。
小澤委員	結構です。
片谷委員長	<p>他の委員の皆さんからも随時御発言いただいて結構ですが、何かありますでしょうか。これは大変重要な点で、アセス図書というのが国や県に出すものではなくて、住民に出すという趣旨で存在するものですので、是非、記載を分かりやすくするという努力を最大限していただきたいと思います。</p> <p>また、記録という取扱いになっている物でも、「これは単なる記録でなく意見に入れた方がいい」という意見があれば承りますので、随時御発言ください。</p> <p>では6番にまいりまして、7、21、40、67番が集約されたものでございます。関連する意見を御発言いただいたのは、富樫委員、中村寛志委員、塩田委員、私ですが、富樫委員いかがですか。</p>
富樫委員	結構です。
片谷委員長	<p>この案件はまだルートが詳細に決まっていない状況でやむを得ない部分ではあります。逆に言うところが一番キーポイントで、ルート、道路構造が正確に決まった段階で、やるべきことがたくさん残っていると、いうことを強調するための意見ですので、事業者の皆様にはこの点は強く意識していただいて、方法書手続きが終わったとって気を抜かないように努力をお願いしたいと思います。</p> <p>塩田委員、21番が集約されていますがいかがですか。</p>
塩田委員	これで結構です。
片谷委員長	<p>では、これも案のとおりとさせていただきたいと思います。</p> <p>次に8番の意見で、これは9、10、52～54、56番がここに集約されています。関連する御意見を出された亀山委員、梅崎委員、佐藤委員、中村雅彦委員、中村寛志委員ですが、亀山委員は本日御欠席ですので、梅崎委員はいかがですか。</p>
梅崎委員	<p>内容についてはこれで結構です。</p> <p>以前にもお聞きしましたが、資料4の具体的な意見の集約や記録を残すときは、議事録という形で事業者に伝えるのか、その辺を確認したいと思います。</p>
片谷委員長	事務局から御回答いただけますか。
事務局 仙波	<p>本日は事業者にも同席いただいておりますが、記録とする場合は議事録として伝わりますし、この集約表としてもお渡しします。技術委員会意見については、直接事業者へ通知する形はとっておりませんが、知事に提出された技術委員会意見を基本的に踏まえた上で、住民意見あるいは市町村長意見を追加した知事意見として、事業者には最終的に通知する形になります。</p>
梅崎委員	理解しましたが、次の準備書が出てくるまでに時間がかかりますので、具体的な論点が忘れられたり、ぼやけてきたりしますので、分かりやすく残せば次に議論しやすいかなという思いで聞いています。
片谷委員長	準備書では、方法書に対する知事意見についての事業者の見解や取扱いの説明が記載

されますが、記録と書かれているものについての記載は義務付けられてはいないと思います。今の意見について事務局からお願いします。

事務局  
仙波 方法書に係る知事意見に対する事業者の見解というのは、準備書における記載事項として決められていますが、記録の部分はそういう対応にはなりませんので、この集約表を踏まえて準備書が作成されていることを確認いただくということになるかと思えます。記録については、それぞれ個別にその対応まで書くというところまでは求めていないという扱いです。

梅崎委員 分かりました。そういう制度ということですね。うまく集約されていますが、かえって個々の検討が分かりにくくなるかなと感じたので改めてお聞きしました。

片谷委員長 一つには知事意見が、あまり膨大になるのも制度上どうかということもあるかと思えますが、条例案件ですと指摘事項というのを設けていることも多いですね。

事務局  
仙波 条例案件では技術委員会指摘事項というのがありますが、法対象事業となるとその位置付けが難しいので、今回は基本的には技術委員会意見として整理する形にいたしました。

片谷委員長 そういう意味でも長野県はこの審議に事業者の皆さんが同席いただいでいて、意図は通じやすいと思いますので、事業者の皆様は資料4をチェックリストとして使っていただいで、準備書作成の時に漏れがないように確認していただくようお願いしたいと思います。

戻りますが、8番の意見で、関連する意見を発言いただいでいる佐藤委員はいかがですか。

佐藤委員 これで結構です。

片谷委員長 よろしいですか。では53、54番は中村雅彦委員ですが、よろしいですか。

中村雅彦委員 結構です。

片谷委員長 中村寛志委員は今日御欠席ですので、事後承諾をいただくことにします。  
他にどなたか、8番の意見について何かございますか。よろしいでしょうか。段丘、段丘崖などの言葉が今回の審議ではたくさん出てきましたので、この点は今後の調査、予測の中で事業者の皆さんにも意識しながら進めていただきたいと思えます。  
次は14番に意見がまとめられております。番号としては16、20、22、24～27、44番ですが、御意見をいただいでいるのは、塩田委員、山室委員ですが、塩田委員いかがでしょうか。

塩田委員 結構です。

片谷委員長 山室委員いかがでしょうか。

山室委員 結構です。

片谷委員長 山室委員の御指摘の騒音、振動等による低周波音の生物影響というのは、アセスの中で取り上げられている例はもしかするとないかもしれませんが、是非、事業者、コンサルタントの皆さんには最新の情報を見ただいで、なければ仕方ないのですが、何か見つかったら準備書に反映させていただいでようお願いいたします。

次は17番ですが、18、23、32～35、43番ですね。まず、17、18番は塩田委員ですが、いかがでしょうか。

塩田委員

結構です。

片谷委員長

言葉の定義とか、コンターによる視覚的な表現とかいろいろな要素を含んでおりますが、住民が分かりやすいという趣旨では共通であるということで、集約されている意見だと思います。

32～35は鈴木委員、梅崎委員、富樫委員ですが、鈴木委員いかがですか。

鈴木委員

結構です。

片谷委員長

梅崎委員はいかがですか。

梅崎委員

結構です。

片谷委員長

35番は富樫委員いかがですか。

富樫委員

結構です。

片谷委員長

43番は大窪委員ですがいかがですか。

大窪委員

はい、結構です。

片谷委員長

これは、何度も同じことを申し上げておりますが、アセス図書というのは国や県に出すものではなく住民に出すものという意識で、最大限の努力をお願いいたします。

それでは次の37番です。38、39番が集約されています。こちらは富樫委員になります。こちらの表現は修正が必要かもしれないと事務局説明にありましたが、富樫委員いかがでしょうか。

富樫委員

4ヶ所というのは前提として決定しているものではありませんが、現状では具体的な位置と周辺の地形、地質条件が確定していない状況ですので、目安として4ヶ所以上ということです。それを正しく表現するためには、「一般的な目安として4ヶ所以上の地下水観測井を設けることを検討すること」としていただければと思います。

片谷委員長

事務局、よろしいですか。

事務局  
仙波

はい。

片谷委員長

この件で他の委員の皆様何かございますか。鈴木委員どうぞ。

鈴木委員

空気も水も一緒だと思いますが、流れなどは3ヶ所以上あれば計算できますので、ここで4ヶ所という数字を入れるのはいかがかなと感じます。3ヶ所以上で十分ではないでしょうか。4ヶ所以上というのは科学的に説明しにくいと思います。

片谷委員長

富樫委員、いかがでしょうか。

富樫委員

ある程度の流れの方向は出るかもしれませんが、例えばそのうちの2点が同じ水位だった場合は、一方向への傾きしか分からないので、非常に振れ幅が大きくなります。実

際に影響を受けるかどうかという判断するためには、4点は欲しいというのが意見の趣旨です。

片谷委員長

4ヶ所より少ないから不十分であるということでないのであれば、数字は書かずに、例えば、「地下水の状況を把握するのに十分な地点数の」という表記にすればどうでしょうか。富樫委員の御意見は議事録に残りますし、事業者の皆さんも聞いています。知事意見に後から科学的根拠は何かと聞かれぬとも限らないので、鈴木委員の御指摘を踏まえると富樫委員いかがでしょうか。

富樫委員

具体的な計画が見えていないという部分が大きいですが、地点が限定されていれば3点でも十分あり得ます。最後に「検討すること」としておりますので、より計画が具体的になった時点で3点になるかもしれないし、現場の状況からもう少し必要となるかもしれないということです。数字をなくすと、いくつあればいいか非常に分かりにくくなりますので、私の意見の中では4ヶ所という数字を出させていただきました。

梅崎委員

先ほどの確認にも関連しますが、そういう細かい点がどこに記録として残るのかということだと思います。集約された意見には具体的なことは今までも書いてないので、委員長の意見のように、内容はこちらをチェックリストとしてしっかり見ていただいて、他の項目もそういった趣旨で書かれているのかと思います。

鈴木委員

先ほど事業者さんから、既存の井戸があればプラス2ヶ所掘ると明言されたので、それで最低3ヶ所あればいいだろうと、つまり4ヶ所となると既存の井戸が1ヶ所しかなければ、3ヶ所掘らなければならなくなります。それは1.5倍違いますし、コストパフォーマンスも考えると、後から「なぜ4ヶ所ですか」と言われた時に、4ヶ所というのを技術委員会の意見として出すのはいかがなものかといわざるを得ないです。

片谷委員長

井戸がたくさんあればそれでいいのですが、井戸の数は調べられていないですよ。詳細なデータがないので、井戸がたくさんあればそれを活用していただき、要は目安としてというのが富樫委員からの御指摘なので、その意図は十分事業者さんにも伝わったと思います。梅崎委員の御発言もありましたので、できれば、ここでは十分な数のという表現にさせていただきたいのですが、富樫委員いかがですか。

富樫委員

審議の中では十分に意見として聞いていただいているのでいいと思いますが、資料として残ると、以後の別の案件の時にそれが標準になっていくおそれがあります。そのくらいの複数箇所で見ないと地下水の流れは見えないということを確認していただければ、この審議の意見の集約としては4ヶ所にこだわることはありません。

片谷委員長

4ヶ所という数字は38番の意見要旨の中に出てきますし、この資料4も公式な委員会資料として残ります。また事業者さんの手にも渡っているのです、この資料では4ヶ所という活字になっているので、それで御了解いただきたいと思います。  
ということで、表現はどうしましょうか。佐藤委員どうぞ。

佐藤委員

もし、具体的な数字を個別に出せないということであると、500mというのも違和感があります。消すとしたら両方消した方がいいのではと思います。

片谷委員長

この500mというのは方法書には出てこない数字で、どこで出てきたか、確たる記憶がなくて申し訳ないのですが、富樫委員の御意見ではじめて出てきた数字だったでしょうか。

富樫委員

500mというのは、一般的な比較的透水度のいい砂礫層の場合の地下水の影響の及ぶ

範囲ということで、半ば常識的に 500m くらいは影響が及ぶ例があるという一般的な考え方です。今の未確定部分が多い中では一般的な 500m を想定した方がいいという意味です。

片谷委員長 これはある程度、学術的な共通認識になっているということです。佐藤委員、よろしいですか。

佐藤委員 流れから行くと、矛盾してしまうかなという気がします。もし、500m ということが常識だとすれば、知っているので記載はいらないと思います。

片谷委員長 これは方法書に記載がなかったから出た意見なので、その点は問題ないと思いますが。小澤委員どうぞ。

小澤委員 環境影響評価のマニュアルの中には地下水の影響が及ぶ範囲の数字があったように感じますが、いかがですか。

片谷委員長 県の技術指針にはありますか。

事務局  
仙波 技術指針には地下水の調査範囲について明記はないですが、参考資料として地下水汚染対応マニュアルというのがありまして、そこで影響範囲を想定する場合に 500m という数字が出ています。現状の計画が具体的に示されていない中で、影響が及ぶ範囲の可能性という表現ですので、500m というのを県の意見として示しても妥当だと思います。

片谷委員長 根拠となる資料があるのでいいかと思いますが。梅崎委員どうぞ。

梅崎委員 根拠も大事ですが、それを集約して大略化するのがここの意見の記述だと、これまでも聞いていましたが、要は技術委員会の意見に基づいてということになった場合に、例えば 510m の所に重要なものがあつた時に、500m なのではしません、というように逆に数字を入れることによって、制限されるような気がします。

片谷委員長 自然系の調査で 501m なら見ないということではなくて、目に見えて何かあれば調査するはずですし、これはおよそ 500m という理解でいいかと思います。500m というのは他のマニュアルにも書かれていることですし、そういったものが全くない場合に、技術委員会として新たに数字を出しても制度上は問題ないはずですが。先ほどの 4ヶ所については、鈴木委員から理論的には 3ヶ所あれば分かるはずだという指摘が出たので、それを覆すだけの根拠がなければ数字は出さない方がいいということだったと思います。500m に関しては学術的に常識化していて、マニュアルにも記載されているのでそれでいいのではないかという方向になっています。

梅崎委員 皆さんの御意見に従いますが、私の意見としては数字を入れるのはよくないと思います。～の式に基づいてというのを書かないことと同じではないかということです。書くのが悪いというわけではありません。根拠は認めています。

富樫委員 500m という意見を出したのは、少なくとも 500m の範囲に影響が及ぶものがあるかどうか調査をした上でないと次の予測評価も出来ないということで、影響圏が 500m という意味ではありません。こういう場所で切土をして影響があるとすれば、少なくともその範囲のデータがあつて、初めて予測評価ができる、予測評価をすると実際には 700m まで影響が及ぶという結果が出る可能性もありますし、狭くなる可能性もあります。ですから少なくともこのくらいの範囲で調べないと、きちんとした予測評価が出来ないという意味で、先ほど言われた 510m なら関係ないとかそういった話ではありません。こ

れがなく、狭い範囲でしか調べていないと実際の予測評価が出来ないので、最低限の準備としてこのくらい必要ではないですか、ということです。

梅崎委員

おっしゃっていることはよく分かります。それを書くのか、書かないのかという議論だと思います。

片谷委員長

まだ意見は完全に一致していませんが、時間の制約もありますので、そろそろ結論を出したいと思います。委員長の提案としては、500mについては根拠となるマニュアルの記載もあり、これが影響範囲と決めている訳ではなくて、このくらいの範囲のデータがなければどの辺まで影響があるかという予測もできない、というのが富樫委員の御意見の趣旨ということで、500mは残すという御提案をしたいと思いますがいかがでしょうか。

佐藤委員

その500mを追及されると苦しいかな、という心配です。なぜ500mか、データとしてしっかりしたものがあるのかということです。

片谷委員長

それは、富樫委員と事務局の説明で全く根拠のない数字ではないということが分かりましたので、そこは御理解いただきたいと思います。では500mはそのまま、4ヶ所以上というところは「地下水の状況の把握に十分な数の観測地点を設ける」という表現に修正するというのでまとめさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。事務局は今の文言でよろしいですね。

事務局  
仙波

承知いたしました。

片谷委員長

次にまいります。49番、50番を集約した意見があります。どちらも中村寛志委員ですが、食草も関わっていますので、大窪委員何か御意見あれば伺います。

大窪委員

オオムラサキの食草がエノキとありますが、この地域にはエノキの他にエゾエノキが多い場所もあるので、「エノキ等の群落地」又は「エノキやエゾエノキの群落地」に文言の修正をお願いできればと思います。

片谷委員長

エノキ等にするか、エゾエノキを入れるか、2案が出ていますが、これは大窪委員に決めていただいてよろしいかと思います。

大窪委員

「エノキ等」をお願いします。

片谷委員長

では、「等」を追加ということでお願いします。他の委員から何かありますか。

次の51番、60番を集約した意見になります。51番は中村寛志委員で、60番は大窪委員になりますが、いかがでしょうか。このままでよろしいですか。他の委員からも特に御発言がありませんので、次に進みます。

61、62番は中村寛志委員の御意見ですが、他の委員から何かあれば承ります。この辺は生物系の専門の委員の方でないと判断ができないところですね。特に御発言がありませんので、61番の意見はこのとおりとさせていただきます。

63番も中村寛志委員ですが、いかがでしょうか。中村雅彦委員、これは問題ないでしょうか。

中村雅彦委員

問題ないと思います。

片谷委員長

特に問題がなければこのとおりとさせていただきます。

64, 65 番は陸委員の意見が集約されていますが、いかがでしょうか。このとおりでよろしいですか。

陸委員

これで結構です。

片谷委員長

次の 66 番は中村寛志委員ですが、分野としては陸委員に近い分野です。この表現でよろしいですか。

陸

よろしいかと思います。

片谷委員長

68 番は私の意見ですが、先ほどの議論で、「準備書において」と限定しない方がよさそうですので、これは「準備書等において」としていただき、どこで出していただくかは今後事業者の皆さんに考えていただくということでもよろしいでしょうか。鈴木委員どうぞ

鈴木委員

渋滞緩和で温室効果ガスの削減効果があるというのは理解できますが、この工事そのもので相当な温室効果ガスが出るはずで、工事全体を考えるとあまり効果があるとは思えないので、あまり強調するのも変かなという気がします。工事中にたくさん工事用車両を使いますし、原材料を作るときも相当な温室効果ガスを出している訳で、一方的にいいことだけを意見として言うのはいかがなものか、悪いことを言わずにいいことだけ言うのは、意見としてどうかと思いました。「渋滞が緩和されると多少は、」というような柔らかな表現ならいいと思いますが、いかがでしょうか。

片谷委員長

今の御提案はというふうにご修正するのがよろしいですか。

鈴木委員

工事全体を考えると、おそらく相当な温室効果ガスが出るので、渋滞緩和されること  
で削減するには何十年もかかるのではないかと思います。いかがでしょうか。

片谷委員長

工事の時の工事用車両と重機から出る分ですね。

鈴木委員

あと鉄も使いますよね。鉄骨、鉄筋、コンクリートも使いますし、それを作るときの温室効果ガスも相当出ると思います。

片谷委員長

コンクリートは確かに大きな発生源になります。

鈴木委員

つまり工事全体を考えると必ずしも温室効果ガスの削減には結びつかないのではないかと趣旨です。

片谷委員長

工事による温室効果ガスというのはどういう事業でも出てくる訳で、今回は予測対象にしていないのですが、供用後の削減効果というのは少なくともあるということなので、それはアセスの中で触れたらどうですかという趣旨で提案をしました。それをアセス図書の中で書くのではなく、他の場で書く方向で事業者サイドではお考えになっているようですが、それは許容範囲と思っています。整備効果という意味では確実にあります。工事で発生する分は別ですが、少なくとも現状の道路の交通状況に比べると、渋滞緩和による削減効果というのは期待できると、その部分は他の場で説明したいという事業者の見解のようでしたので、それを表現するために準備書と限定しない方がいいと先ほど申し上げた訳です。アセス図書でやるならば当然工事に伴う排出量も扱ったほうがいいのか、鈴木委員の御発言は取り入れる余地が十分ありますが、アセス図書以外の場ということになるとそれは対象項目になっていないのに、工事による排出量をどのように入れるか、審議自体をやり直さなければという懸念がありますが、いかがですか。

鈴木委員 事業者さんがそういう方向性で考えているのであれば、これは技術委員会の意見としない方がいいのではないかとこの考えです。意見として出したときに、いいことばかり言って、悪い方の影響になぜ触れないのかということ。事業者さんが考えているのであれば、意見でなく記録でも十分で、事業者さんがそれに基づいて公表されればいいのではないかとこの考えです。

片谷委員長 いかがでしょうか。今、鈴木委員から意見にしなくていいのではないかとこの御意見がありました、私も意見とすることにこだわるものではありません。アセス図書以外の場で出したいという事業者からの発言を許容する立場ですので、意見とすればアセス図書の範囲内という色彩の方が強くなるでしょうから、他の取扱いでもいいかなと思います。事務局、これは問題ないですね。

事務局 仙波 環境影響評価以外での取組に対する意見について、記録として扱う例はこれまでもあります。今後の方向でアセス図書以外での説明をメインに考えており、また、アセスの中でやるとすれば、工事中の温室効果ガスの排出量の増加という部分についても言及しないのはいかがなものかという考えであれば、差支えなければ記録に変えさせていただきたいと思っております。

片谷委員長 記録という取扱いに変更するという方向で進めたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

佐藤委員 その点は記録でいいと思っております。68番の意見要旨で、方法書の252ページの選定の理由に触れていますが、選定の理由をよく検討して準備書を作るとこのことを意見に載せることはできないのでしょうか。温室効果ガスだけでなく、川を掘削時に水質が変わるとか、工事中のいろいろな影響について議論が出たと思っております。

片谷委員長 水関係の項目選定の話は、他の意見で扱われていて、68番の私の意見は温室効果ガスが住民の関心が高いのに、非選定になっている理由はなぜかということ。それに対して、これは法対象事業で、基本的事項には選定しない理由は書かなくていいことになっているので書いてないという回答がありました。それ以外にここで丸がついていないが、付けた方がいいのではないかとこの御意見は水関係でいくつか出ていて、それに対する回答はされていますし、17番で意見としています。

佐藤委員 分かりました。252ページの表の書換えについては意見になっているということですね。

片谷委員長 他の項目と集約されて意見になっています。それでは、温室効果ガスについては、意見ではなく、記録として扱うということにさせていただきます。資料4の全体を通して何かございますか。よろしいですか。

いくつか修正が入りましたので、その修正版の資料4を事務局で至急作成していただきます。これはいつごろ委員の皆さんに送られますか。

事務局 仙波 前段の御議論の結果も整理して、追加した上で、1週間を目途にお送りするようにします。

片谷委員長 では、事務局から修正版の資料4がメールで送られてきますので、内容を確認後に追加の御意見があれば出していただくというステップになります。大体目安の回答期限として、事務局から送られてきてから1週間となりますので御協力をお願いいたします。そこで出た意見を反映した形での最終版の確認ですが、集まって会議としてはできな

いので、恐縮ですが事務局と私で調整し、知事に提出する技術委員会意見の確定というステップに進ませていただきます。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

では約1週間後に事務局より送られる修正版に対する御意見を、その後また1週間以内に出していただくということで御協力をお願いいたします。

それでは、今後の手続について事務局からお願いいたします。

事務局  
仙波

今、委員長から説明がありました手続を経まして、技術委員会意見が確定され次第、委員長名で県知事あてに提出していただくとともに、委員の皆様にも御報告いたします。知事は技術委員会意見に基づくとともに、市町村長意見を勘案し、住民等の意見に配慮して、事業者に知事意見を述べます。事業者は知事意見を勘案した上で、環境影響評価の項目、並びに調査、予測及び評価の手法を選定し、環境影響評価を実施します。その後、その結果や環境保全措置などを記載した準備書の作成へと手続を進めることとなります。今後の手続についての説明は以上となります。

片谷委員長

ありがとうございました。では、これをもちまして、議事（1）は終了となります。伊駒アルプスロード環境影響評価方法書の技術委員会での審議は本日で終了となります。最後ということですので、事業者から一言いただけますか。

事業者  
勝野

この度は「都市計画道路 伊駒アルプスロード環境影響評価の方法書」につきまして、片谷委員長さんはじめ委員の皆様にご熱心な御審議、御指導を賜りまして誠にありがとうございました。現地調査と3回の委員会審議で、皆様から専門的な御立場から大所高所からの貴重な御意見をいただきました。いずれの御意見も今後の事業計画の立案や、アセス手続を進める上で我々事業者にとって、貴重なアドバイスとなるもので、心より感謝申し上げます。

今後は今回の審議で頂戴した意見を参考にいろいろな調査を実施し、準備書・評価書の手続へと進めさせていただきたいと考えております。その中で、この事業が環境保全の観点からも評価されるようなよい事業計画となるように努めてまいりたいと思います。

本委員会の皆様には今後もそれぞれの段階において、専門的な見地から御意見を頂戴したいと存じておりますので、引き続きの御指導をよろしくお願い申し上げます。御礼の言葉とさせていただきます。大変ありがとうございました。

片谷委員長

ありがとうございました。

では、議事（2）の「その他」について、これは事務局からありますか。

事務局  
仙波

今後の審議予定ですが、第5回技術委員会を9月15日（木）の午後に県庁西庁舎301号会議室で開催し、リニア中央新幹線の事後調査関係について御審議いただくことを予定しています。日程調整の段階では、別案件の現地調査を兼ねて技術委員会を行うことを考えていましたが、そちらの事業の予定が遅れておりますので、県庁での通常の委員会に変更いたします。

開催通知については後日送付いたしますので、お忙しいところ恐縮ですが、よろしくお願い申し上げます。

それから、前回の委員会で御説明した一般国道20号（諏訪市～下諏訪町間）計画段階環境配慮書に係る環境省に提出する意見ですが、先日前示した案について特段の御意見はございませんでした。案のとおり環境省に提出させていただきますので、御承知おきください。

事務局からの説明は以上でございます。

片谷委員長

ありがとうございました。

では、何か全体を通して御発言がありましたら承ります。よろしいですか。

事務局  
寒河江

議事に御協力いただきましてありがとうございました。事務局にお返しいたします。

本日の技術委員会はこれで終了いたします。  
ありがとうございました。